

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）に対し、功労のあった者を表彰規程に基づき定める。

(審査)

第2条 表彰者の審査は選考委員会において選考し、理事会の承認を経て決定する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、正副会長及び理事若干名により構成し、理事会の承認を経て決定する。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、流通活性化貢献賞、表彰状、感謝状の3種類とする。

(表彰等の基準)

第5条 表彰等は、次の各号の一つに該当する会員に対して行う。

(1) 流通活性化貢献賞

- ① 売買物件登録件数1位、2位、3位。
- ② 賃貸物件登録件数1位、2位。
- ③ 成約報告件数売買1位。

(2) 表彰状

任期満了した役員で、通算して8年以上在任し本流通機構の向上発展と円滑な会務運営に功績が顕著な者。

但し、中途退任者についてはその事由を考慮する。

(3) 感謝状

- ① 役員として通算して4年以上在任した者。
- ② 会員として業務について熟達し、本流通機構の事業運営に多大の貢献があった者。
- ③ その他、表彰等に値すると認められる者。

2 流通活性化貢献賞、表彰状、感謝状対象者は上記前項の基準の他に次のすべての条件を満たすこと。

- (1) 破産又は禁固以上の刑に処せられて刑の執行が終了し、5年を経過していること。
- (2) 宅地建物の取引に関連して罰金以上の刑に処せられたことのないこと。
- (3) 宅地建物の取引に関連して、告発され、起訴されていないこと。
- (4) 業務に関連して、著しく不当な行為をしたため国土交通大臣・都道府県知事

から免許の取消処分、又は業務の停止処分を受けたことのないこと。

(表彰の時期)

第6条 会長表彰の基準日は毎年度末日現在とし、表彰時期は、原則として通常総会において行う。

(記念品の選択)

第7条 表彰の記念品(商品券を含む。)の選択は具体的事例に基づいて選考委員会で行う。

2 退任役員に記念品(商品券を含む。)を贈る場合は、在任期間及び活動状況等を基準として予算の範囲内で(1名当たり10万円を上限とする。)会長が定める。

3 第5条に係る記念品(商品券を含む。)の各区の上限は次のとおりとする。

(1) 第5条1項(1)号①、②、③については、1万円相当とする。

(2) 第5条1項(2)号の役員(理事・監事)表彰については、5万円とする。

(3) 第5条1項(3)号の①役員(理事・監事)感謝状については、2万円とする。

第5条1項(3)号の②、③については、1万円とする。

(同一受賞の回避)

第8条 受賞候補者の選考にあたり、5年以内に表彰された者は、特に考慮の必要がある場合を除いて、原則として同一種類の表彰を重ねて受けることができないものとし、選考から除外する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年12月15日より施行する。